

山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について

1 概要

- ・ 上山市について、交通空白解消に向けた取組として、時間的な交通空白が発生している地域の足確保のための交通サービスや、市内宿泊施設と市内及び県内の観光施設等を結ぶ観光の足確保のための交通サービスの導入の検討を盛り込む必要がある。
- ・ 尾花沢市について、交通空白解消に向けた取組として、AIによる配車・ルート最適化機能を備えたオンデマンド型交通サービスの導入の検討を盛り込む必要がある。
- ・ 長井市について、交通空白解消に向けた取組として、スクールバスの資源を活用した路線・ダイヤ改正、市営バスについて、事業者負担を勘案しつつの土日祝日運行、自動運転バスの導入の検討を盛り込む必要がある。
- ・ 庄内交通株式会社が運行する鶴岡～三川線及び三川～酒田線について、地域旅客運送サービス継続実施計画において、地域間幹線系統と位置付けるものとする必要がある。
- ・ また、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金の補助対象となるためには、申請する事業内容を本協議会で協議し山形県地域公共交通計画に反映させ、国土交通大臣から認定を受ける必要がある。
- ・ 令和8年度補助の認定に向けた山形県地域公共交通計画（以下「県計画」という。）本体及び県計画の別紙として位置付けている「地域公共交通確保維持事業」の内容の更新について協議するもの。（山形県地域公共交通活性化協議会要綱第3条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条）

2 県計画本体の更新

①山形県地域公共交通計画 新旧対照表 資料6－2

- ・ 「7. 目標達成のための施策・事業」の「＜施策・事業3－1－1＞」及び「＜施策・事業3－1－2＞」並びに「地域内市町村間路線」の「各路線の具体的な必要性和見直し内容」について、地域旅客運送サービス継続実施計画に関する記載の追加
- ・ 「7. 目標達成のための施策・事業」の「＜施策・事業3－1－2＞」について、上山市、尾花沢市及び長井市の交通空白解消に向けた取組に関する記載の追加

3 令和8年度補助に向けた更新

①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の更新

- ・ 令和8年度補助に向けた認定申請の概要 資料6－3
- ・ 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業 資料6－4～6－5
- ・ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 資料6－6～6－8

4 令和7年度補助に係る更新（報告）

- ①令和7年度地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について

資料9